

現行の食品の産地表示

- 食品表示法に基づく食品表示基準により、消費者が購入する食品に表示を義務付け。
- 生鮮食品には「原産地」を表示。加工食品については、国内製造品の一部には「原料原産地名」、輸入品は「原産国名」を表示。
- 外食については、産地表示を含め表示の義務付けがない。

生鮮食品 (義務表示事項)

名称、**原産地** 等



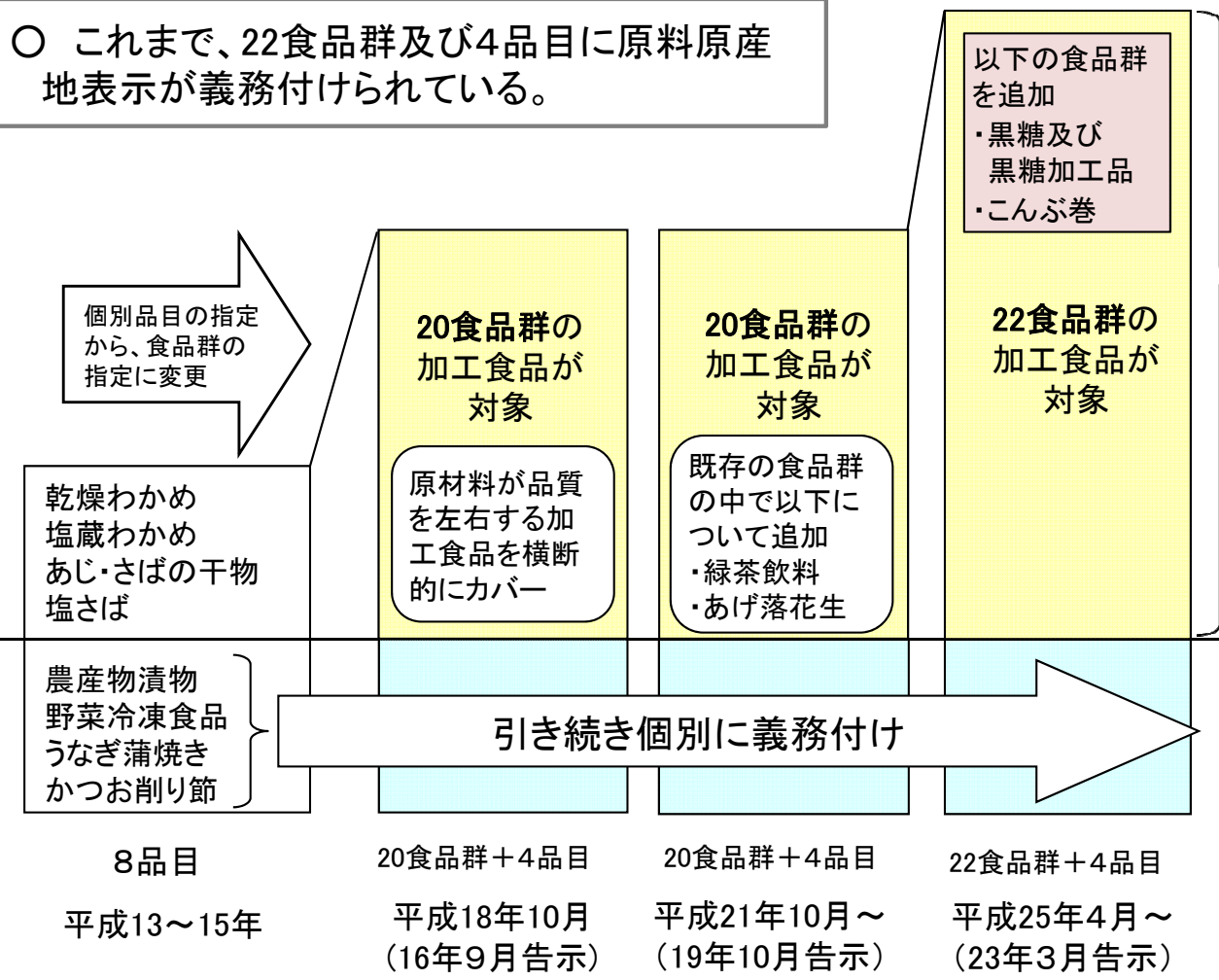
加工食品(義務表示事項)

名称、原材料名、添加物、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者名及び住所 等
上記に加えて、国内製造品の一部には、**原料原産地名**。輸入品には、**原産国名** 等

国内で製造したもの		輸入品	
原料原産地表示の義務があるもの		原料原産地表示の義務がないもの	
名称	味付けカルビ	名称	ぎょうざ
原材料名	牛肉(〇〇産)、醤油、砂糖、みりん、にんにく調味料(アミノ酸等)	原材料名	豚肉、キャベツ、はくさい、にら、長ねぎ、しょうが、にんにく、しょうゆ、でん粉、砂糖、オイスターソース、ごま油、食塩、香辛料、皮(小麦粉、でん粉、大豆油、粉末状、植物性たん白、米粉、食塩)調味料(アミノ酸等)、乳化剤
内容量	100g	内容量	560g
賞味期限	〇〇, 〇〇, 〇〇	賞味期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日
保存方法	要冷蔵、10℃以下に保存	保存方法	直射日光・高温多湿をお避けください。
製造者	株式会社〇〇 東京都千代田区△△	製造者	株式会社〇〇 東京都千代田区△△
<p>原産地が複数ある場合、重量の割合の多い国から順に表示</p>		<p>国内製造品にあつては、原産国名「国産」と表示する義務はない。</p>	
原材料名	牛肉(A国、B国、C国)、醤油、砂糖...	原産国名	〇〇
		輸入者	株式会社〇〇 東京都千代田区△△

原料原産地表示対象品目拡大の推移

○ これまで、22食品群及び4品目に原料原産地表示が義務付けられている。



※22食品群

1. 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
2. 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
3. ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
4. 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
5. 緑茶及び緑茶飲料
(平成21年10月追加)
6. もち
7. いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
(平成21年10月追加)
8. 黒糖及び黒糖加工品 (平成25年4月追加)
9. こんにやく
10. 調味した食肉
11. ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
12. 表面をあぶった食肉
13. フライ種として衣を付けた食肉
14. 合挽肉その他異種混合した食肉
15. 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
16. 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
17. 調味した魚介類及び海藻類
18. こんぶ巻 (平成25年4月追加)
19. ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
20. 表面をあぶった魚介類
21. フライ種として衣をつけた魚介類
22. 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

(義務対象品目の選定要件)

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

※22食品群については、日本標準商品分類(総務省)の分類を参考に制定